

登別市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

登別市高等技能訓練促進費等事業実施要綱（平成16年告示第41号）の全部改正（平成20年告示第113号）

（目的）

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金（以下「職業訓練給付金」という。）を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）職業訓練給付金 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。
- （2）修了支援給付金 法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。

（対象資格）

第3条 就職を容易にするために必要な資格（以下「対象資格」という。）として市長が定める資格は、次のとおりとする。

- （1）看護師
- （2）准看護師
- （3）保育士
- （4）介護福祉士
- （5）作業療法士
- （6）理学療法士
- （7）歯科衛生士
- （8）美容師
- （9）社会福祉士
- （10）製菓衛生士
- （11）調理師

(12) 前号に準じ、市長が地域の実情にあわせて特に必要と認める資格
(支給対象者)

第4条 職業訓練給付金の支給対象者は、養成機関(通信教育を含む。以下同じ。)において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす登別市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項及び第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは20歳に満たないものをいう。とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること。
- (2) 対象資格を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 職業訓練給付金の支給を受けたことがないこと。

(支給期間等)

第5条 職業訓練給付金の支給対象となる期間は、前条の支給対象者が修行する期間に相当する期間(その期間が36月を超えるときは、36月)を超えない期間とする。

- 2 職業訓練給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。
- 3 修了支援給付金の支給については、修了日を経過した日以降に支給するものとする。

(支給額等)

第6条 職業訓練給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が職業訓練給付金の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該職業訓練給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除さ

れた者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において、同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円

2 職業訓練給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

3 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 2万5000円

4 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(事前相談の実施)

第7条 市長は、1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談等を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

(給付金の支給等)

第8条 給付金の支給を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、市長に対し、高等職業訓練促進給付金等支給申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

2 職業訓練給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以降に行うことができるものとする。

3 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、添付書類の提出を省略させることができる。

(1) 職業訓練給付金

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該対象者が児童扶養手当受給者の場合。以下同じ。)又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及

び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍等を証明する書類

オ その他支給要件に該当しているか審査するために必要な書類

（2）修了支援給付金

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には前々年とする。）所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（就業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

ウ 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

エ 第6条第1項第3号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税にかかる納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

オ 当該カリキュラムの修了証明書の写し

4 修了支援給付金の支給申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときには、この限りでない。

(支給の決定)

第9条 市長は、前条に規定する支給申請があった場合は、支給申請者が支給要件に該当しているかを審査するとともに、速やかに支給の可否を決定し、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（別記様式第2号）又は高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に対し通知するものとする。

(請求書の提出)

第10条 前条の規定により支給の決定を受けた申請者は、高等職業訓練促進給付金等支給請求書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

(関係機関との連携等)

第11条 本事業の実施に当たっては、資格取得機関、就学関係機関、北海道、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図るものとする。

(実績報告)

第12条 職業訓練給付金の支給を受けている対象者が養成機関を修業した時は、修業日から30日以内又は翌年の4月20日までのうち、いずれか早い日までに、市長に対し高等職業訓練促進給付金等実績報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

2 市長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査した上で速やかに給付額を確定し、その旨を支給額確定通知書（別記様式第6号）により当該対象者に通知するものとする。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第13条 市長は、職業訓練給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。及び支給期間の上限を超えて修業を継続している者）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況等の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況を確認するほか、定期的に取得単位証明書の提出を求めることができる。

2 市長は、その他給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

3 受給者は、母子家庭の母父子家庭の父でなくなったこと、登別市に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったと

き又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、14日以内に、高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（別記様式第7号）により市長に届出なければならない。

（支給決定の取消し）

第14条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、遅滞なくその旨当該対象者に通知するものとする。

（雑則）

第15条 この告示に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年告示第113号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第32号）

この告示は、公布の日から施行し、平成21年2月4日から適用する。

附 則（平成21年告示第153号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の登別市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、平成21年6月5日から適用する。

附 則（平成24年告示第69号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の登別市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第99号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の登別市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第9号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の登別市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年告示第48号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成２８年告示第６２号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年告示第８９号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の登別市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年告示第１３０号）

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所
氏名 印

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので次のとおり申請します。

なお、申請に必要な私及び私の世帯員の所得及び住民税の課税状況について、公簿等により確認することを承諾します。

①氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (生 歳)		
	個人番号				
②住所	(〒 -)		電話 () -		
③過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが			ある・ない	
④養成機関及び修業内容について	養成機関名				
	住所			電話 () -	
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日		養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生士・調理師・その他 ()			
⑤訓練促進費等申請額	金 円 (算出基礎： 円× 月分)				
⑥希望する支払先金融機関	金融機関名：		口座の種類：普通・当座・その他		
	支店名：		口座番号：		
	口座名義（フリガナ）				
⑦児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印				
(備考)					

(注意)

- 1 修業証明書等を添付する場合は、「④養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要はありません。
- 2 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

別記様式第2号（第9条関係）

第 号

年度 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

申請者住所

氏名

年 月 日付で申請のありました高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金について、登別市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第9条の規定により通知します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

登別市長

印

記

- 1 給付金の額は、次のとおりとします。
交付決定額 円
- 2 偽りその他不正の手段により支給を受けたときは、支給額に相当する金額の全部の返還を命ずることがある。
- 3 支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に市長に届け出なければなりません。
- 4 養成機関を終業した日から30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- 5 この決定通知書により、給付金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。

別記様式第3号（第9条関係）

高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

登別市長

印

年 月 日付けで申請のありました高等職業訓練促進費・高等職業訓練修了支援給付金について、次のとおり決定したので、登別市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第9条の規定により通知します。

1 不支給

2 不支給となった理由

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4号（第10条関係）

高等職業訓練促進給付金等支給請求書

登別市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第10条の規定に基づき、次により高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金を請求します。

1 請求金額 円

2 支給月分 月分

年 月 日

登別市長 様

文書番号 第 号

住 所

氏 名

電 話

別記様式第5号（第12条関係）

高等職業訓練促進給付金等実績報告書

年 月 日

登別市長 様

報告者 住所
氏名

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受け、次のとおり修業したので報告します。

※いずれかに○をつけること。

①氏名	フリガナ		生年 月日	年 月 日生 (歳)					
	個人番号								
②住所	(〒 -)			電話 () -					
③養成機関及び修業内容について	養成機関名								
	住所					電話 () -			
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日			養成 区分	昼間・夜間			
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生士・調理師・その他 ()							
④給付金受給額	金 円 (月額: × 月分)								
⑤修業実績	年月	在学 日数	年月	在学 日数	年月	在学 日数	年月	在学 日数	
	年 月	日	年 月	日	年 月	日	年 月	日	
	年 月	日	年 月	日	年 月	日	年 月	日	
	年 月	日	年 月	日	年 月	日	年 月	日	
(備考)									

処理欄（市において記載）

卒業証明書等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(特記事項)
単位取得証明書等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(特記事項)
月別修業実績	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(特記事項)
(備考)		(市受理印)

注1 この様式は、高等技能訓練促進等給付金に係る給付金の実績を報告する場合に使用すること。

2 該当項目については、○印で囲むこと。

3 この様式には、卒業証書等の終業を証明する書類及び月別の出席日数を証明する書類を添付すること。

別記様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

登別市長

印

支給額確定通知書

年 月 日提出の高等職業訓練促進給付金等実績報告書を審査した結果、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の確定額 金 _____ 円

別記様式第7号（第13条関係）

高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

年 月 日

登別市長 様

報告者 住所
氏名

次のとおり高等職業訓練促進給付金を受ける資格がなくなりましたので届出します。

①氏名	
②住所・電話番号	
③受給資格がなくなった理由	
④理由が発生した日	年 月 日

処理欄（市において記載）

(備考)	(市受理印)
------	--------

注1 この様式は、高等職業訓練促進給付金に係る資格を喪失した場合の届出に使用すること。

2 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業の取りやめ等により支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に、市長に届け出ること。